

昭和二十八年二月二十七日受領  
答 弁 第 二 八 号

(質問の 二八)

内閣衆質第二八号

昭和二十八年二月二十七日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 大野 伴 睦 殿

衆議院議員勝間田清一君提出富士山ろく、駐留軍演習場内民有地等の被害並びに上水道施設の補強及び改良工事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員勝間田清一君提出富士山ろく、駐留軍演習場内民有地等の被害並びに上水道施設の補強及び改良工事に関する質問に対する答弁書

一 当該地区の使用については、現在日米合同委員会において協議中であるが、諸般の事情より見て、無期限使用に決定される公算が多い。

二 提供地区内にある民公有の土地等の使用に伴う賃借料及び損失補償額は、個々の実情に応じ、昭和二十七年七月四日閣議了解による「駐留軍の用に供する土地等の損失補償要綱」の該当条項に照らし適正に算出する。

三 印野村、須山村の用水送水管を砲爆撃及び戦車等により破壊されることのないよう鉄管に変更することについては、地元の要望どおり実施すべく関係官庁間で検討中である。

四 当該地の提供に伴い、提供区域内において営んでいた養蚕業、製炭業等の産業が被害を被つた場合は、前述「要綱」の該当条項に照らし適正な額を補償する。

右答弁する。